

理事会の状況

- ・令和6年度の理事会の状況
- ・収益規模が大きい法人(10億円以上の法人)は理事会の開催回数が多い。
- ・「その他事業のみ経営」法人の理事の出席率、「障がいのみ経営」法人及び「複数事業経営」法人の監事の出席率が低い。
- ・2回以上続けて欠席している役員(理事及び監事)は、その役割の重要性に鑑み、役員として適当ではなく、指導対象となる。
- ・理事長及び業務執行理事の職務執行報告は、それぞれ年4回以上(定款に定めがある場合は年2回以上)理事会(招集したものに限る)行う必要がある。

		法人数	平均回数(注1)	決議省略の割合(注2)	理事出席率(注3)	監事出席率(注3)
全法人		202	4.3回	11%	93%	91%
事業区分別	介護のみ経営	32	5.0回	10%	91%	92%
	障がいのみ経営	28	4.1回	12%	92%	87%
	保育のみ経営	89	3.7回	11%	94%	94%
	その他事業経営	7	4.1回	8%	86%	92%
	複数事業経営	46	5.0回	13%	93%	87%
収益規模別	1億円未満	15	4.4回	8%	92%	93%
	1億円以上2億円未満	39	3.7回	12%	93%	94%
	2億円以上5億円未満	68	3.9回	10%	95%	94%
	5億円以上10億円未満	45	4.1回	8%	91%	87%
	10億円以上20億円未満	16	5.8回	20%	91%	89%
	20億円以上30億円未満	9	5.6回	6%	92%	92%
	30億円以上	10	6.3回	18%	89%	82%

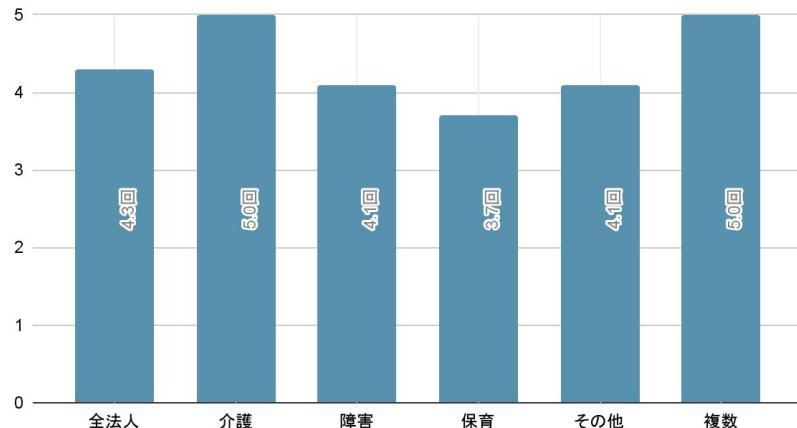
(注1)平均回数 招集せずに全ての役員からの同意を得て決議があったものとみなされた(決議省略した)理事会の回数を含みます。

(注2)決議省略の割合 理事会のうち、招集せずに全ての役員からの同意を得て決議があったものとみなされた理事会の割合です。

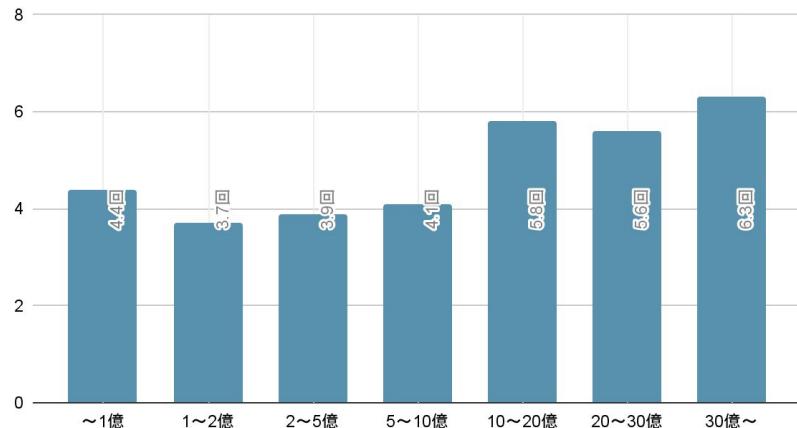
(注3)招集した理事会に出席した理事又は監事の割合です。(テレビ電話等リモートによる出席を含む)

理事会の状況（平均回数）

事業別区分



収益規模別



(注1) 介護=介護のみ経営 障がい=障がいのみ経営 保育=保育のみ経営 その他=その他事業経営 複数=複数事業を経営

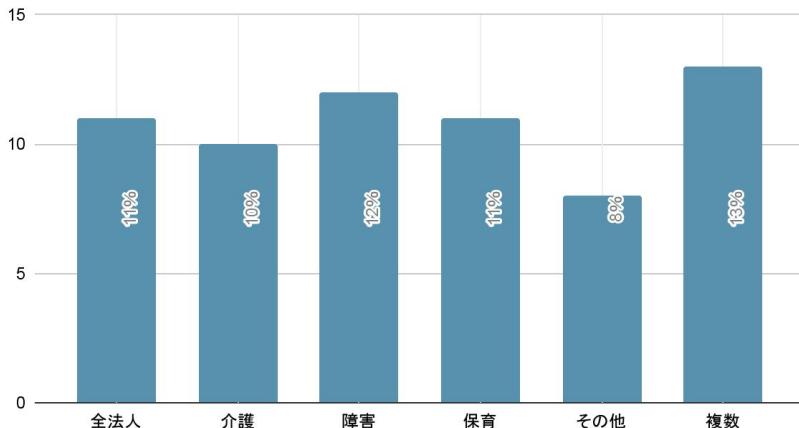
(注2) ~1億=1億円未満 1~2億=1億円以上2億円未満 2~5億=2億円以上5億円未満 5~10億=5億円以上10億円未満

10~20億=10億円以上20億円未満 20~30億=20億円以上30億円未満 30億~=30億円以上

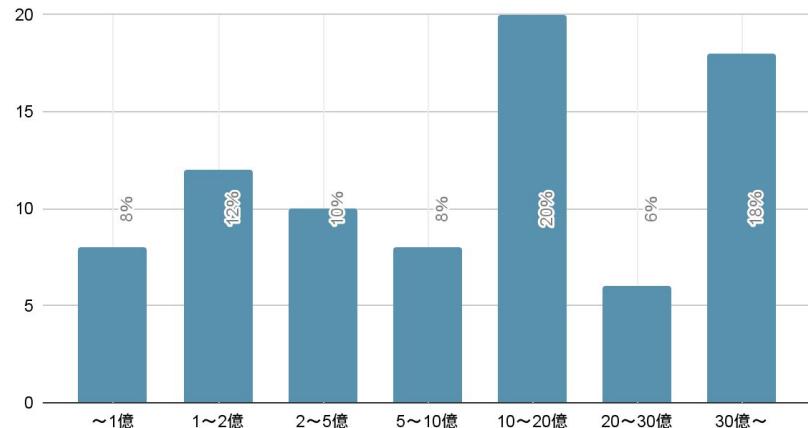
【ポイント】理事長及び業務執行理事の職務執行報告は、それぞれ年4回以上(定款に定めがある場合は年2回以上)、理事会(招集したものに限る)で行う必要があることから、それに応じた開催(招集)が最低限必要となる。

理事会の状況（決議省略の割合）

事業別区分



収益規模別



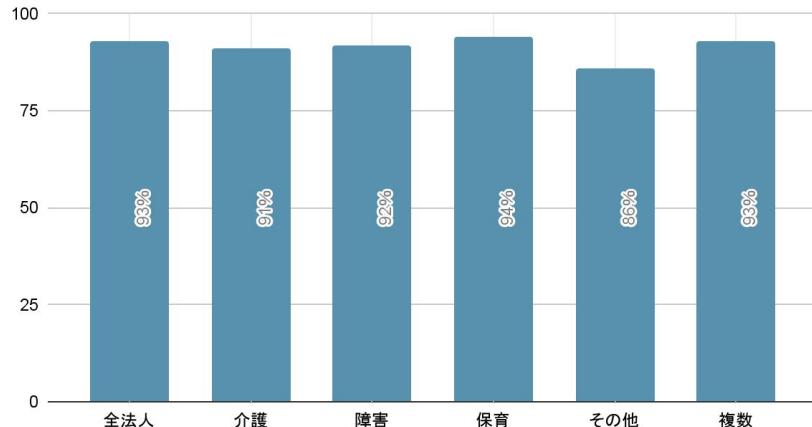
(注1) 介護=介護のみ経営 障がい=障がいのみ経営 保育=保育のみ経営 その他=その他事業経営 複数=複数事業を経営

(注2) ~1億=1億円未満 1~2億=1億円以上2億円未満 2~5億=2億円以上5億円未満 5~10億=5億円以上10億円未満

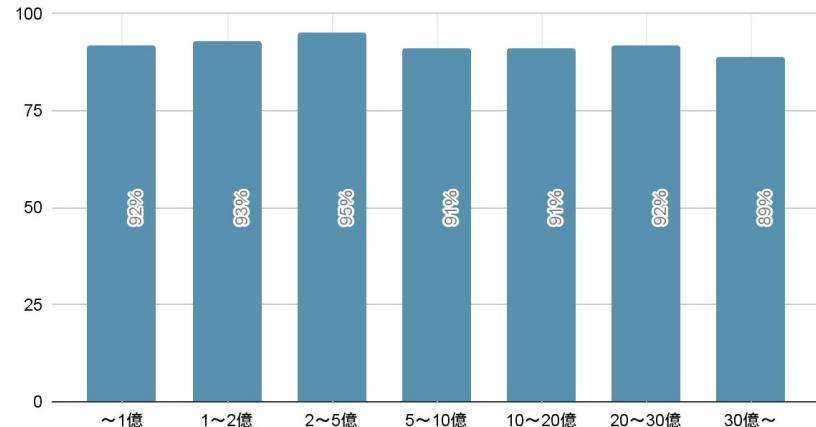
10~20億=10億円以上20億円未満 20~30億=20億円以上30億円未満 30億~=30億円以上

理事会の状況（理事の出席率 ※招集した理事会のみ）

事業別区分



収益規模別



(注1) 介護=介護のみ経営 障がい=障がいのみ経営 保育=保育のみ経営 その他=その他事業経営 複数=複数事業を経営

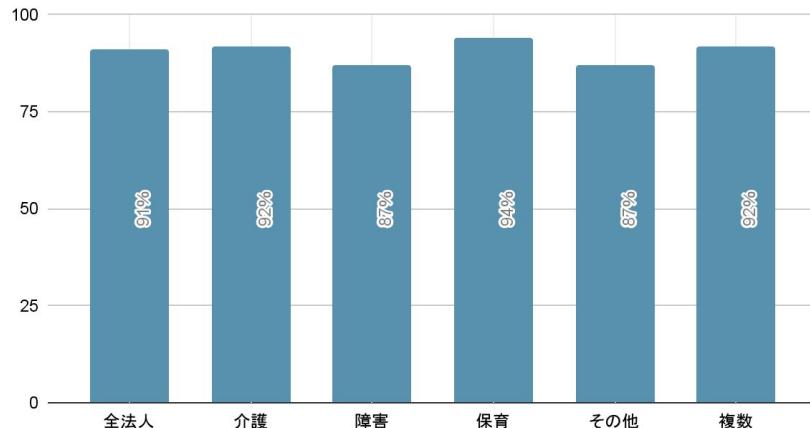
(注2) ~1億=1億円未満 1~2億=1億円以上2億円未満 2~5億=2億円以上5億円未満 5~10億=5億円以上10億円未満

10~20億=10億円以上20億円未満 20~30億=20億円以上30億円未満 30億~=30億円以上

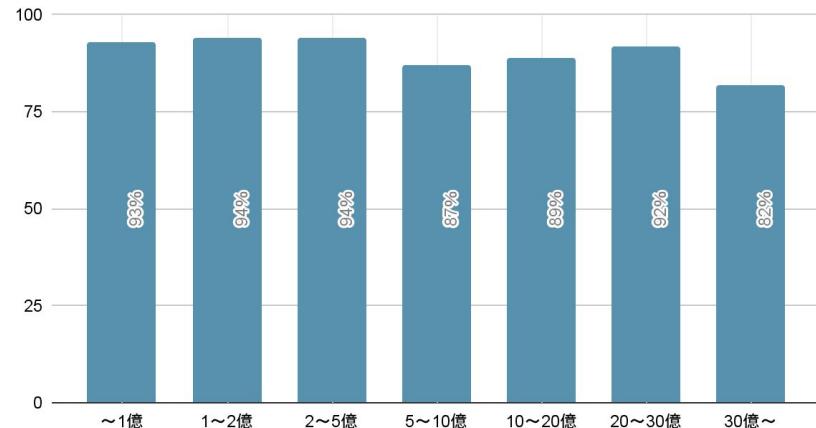
【ポイント】2回以上続けて欠席している理事は、その役割の重要性に鑑み、理事として適当ではなく、指導対象となる。

理事会の状況（監事の出席率 ※招集した理事会のみ）

事業別区分



収益規模別



(注1) 介護=介護のみ経営 障がい=障がいのみ経営 保育=保育のみ経営 その他=その他事業経営 複数=複数事業を経営

(注2) ~1億=1億円未満 1~2億=1億円以上2億円未満 2~5億=2億円以上5億円未満 5~10億=5億円以上10億円未満

10~20億=10億円以上20億円未満 20~30億=20億円以上30億円未満 30億~=30億円以上

【ポイント1】2回以上続けて欠席している監事は、その役割の重要性に鑑み、監事として適当ではなく、指導対象となる。

【ポイント2】監事には理事会出席義務がある。